

日本知的財産仲裁センター について

2017年6月13日

日本知的財産仲裁センター センター長
弁護士 野間 自子
<http://www.ip-adr.gr.jp/>

Since 1998

センターの概要

1. 日本知的財産仲裁センターとは

日本弁護士
連合会

日本
弁理士会

日本知的財産仲裁センター

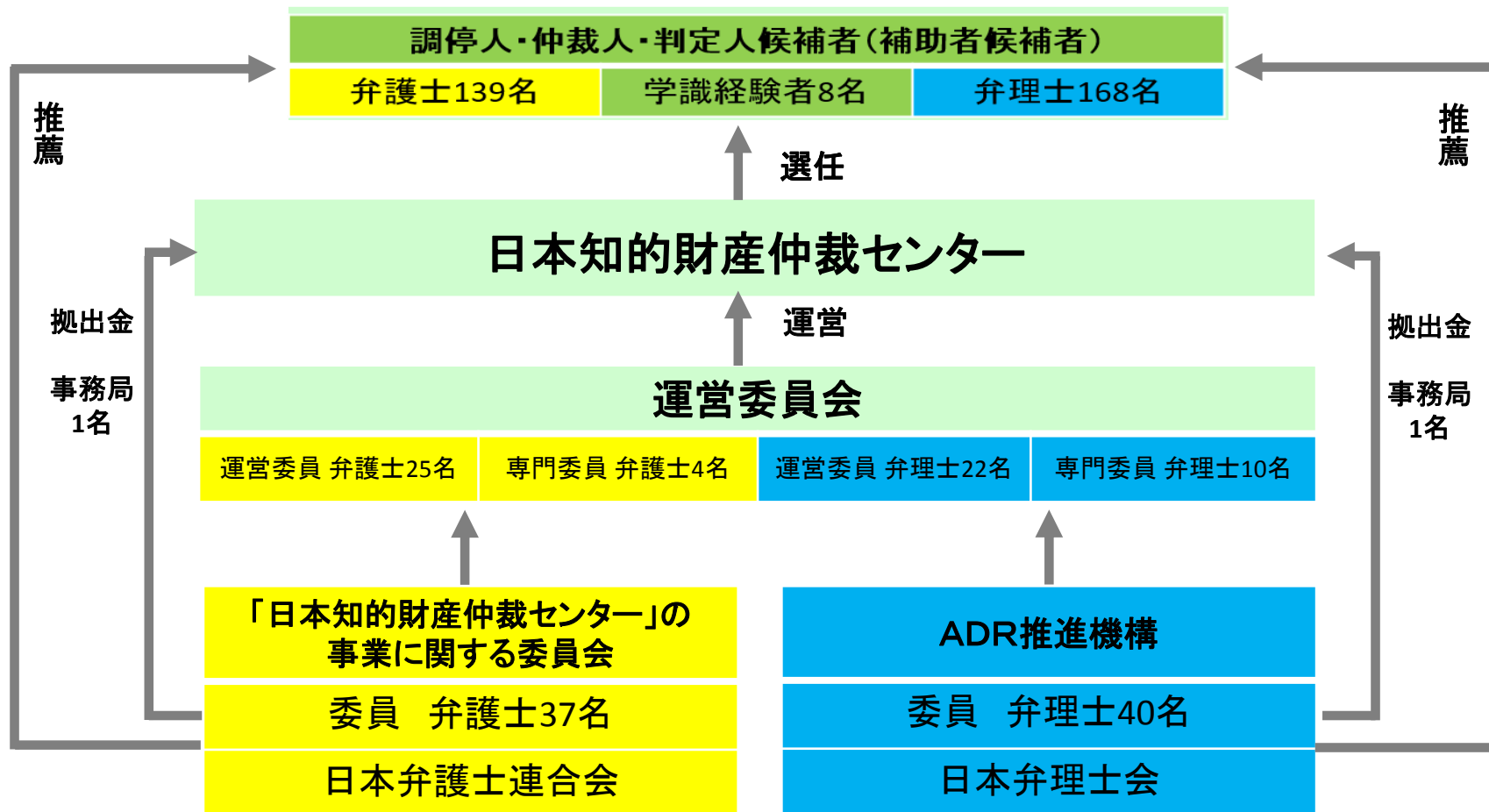
1998年設立の我国唯一の知的財産全般を専門とする民間の裁判外紛争解決(ADR)機関

2. 沿革

1998年3月	「工業所有権仲裁センター」設立
1998年4月	調停・仲裁開始
2000年4月	有料相談開始
8月	「JPDメイン名に関する認定紛争処理機関」となり、「JPDメイン名紛争処理」開始
2001年4月	「日本知的財産仲裁センター」に改称
2004年3月	「センター判定」開始
2006年4月	「センター必須判定」開始
2011年4月	「事業適合性判定」開始
2012年11月	ADR法に基づく法務大臣認証ADR機関となる。
2016年1月	「事業に対する特許の貢献度評価」開始
2016年10月	抜本的業務改革立案開始

20
年
の
実
績

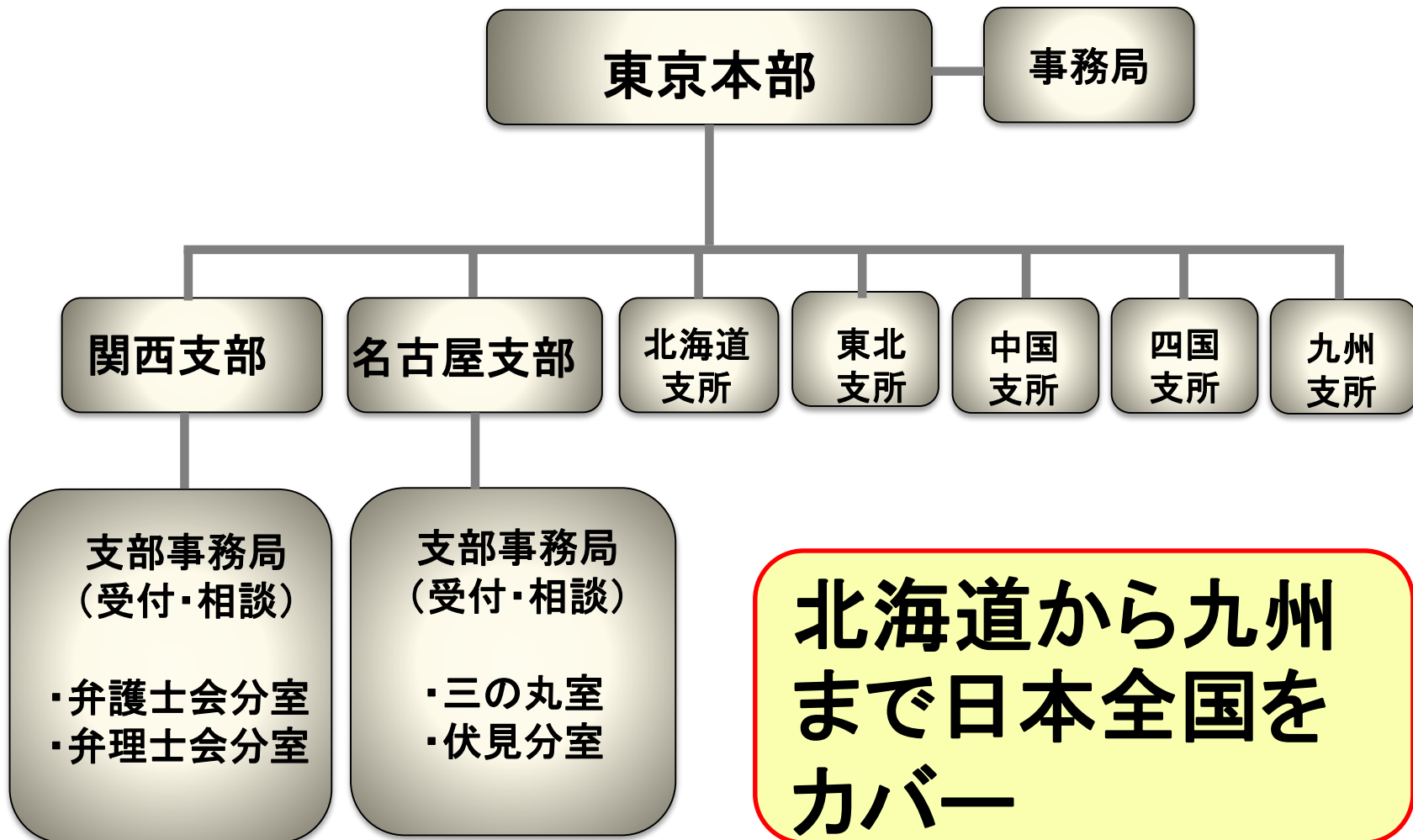
3. センターの組織1



知財専門家の集団で運営

4. センターの組織2

全国8か所の
支部・支所



5. 業務

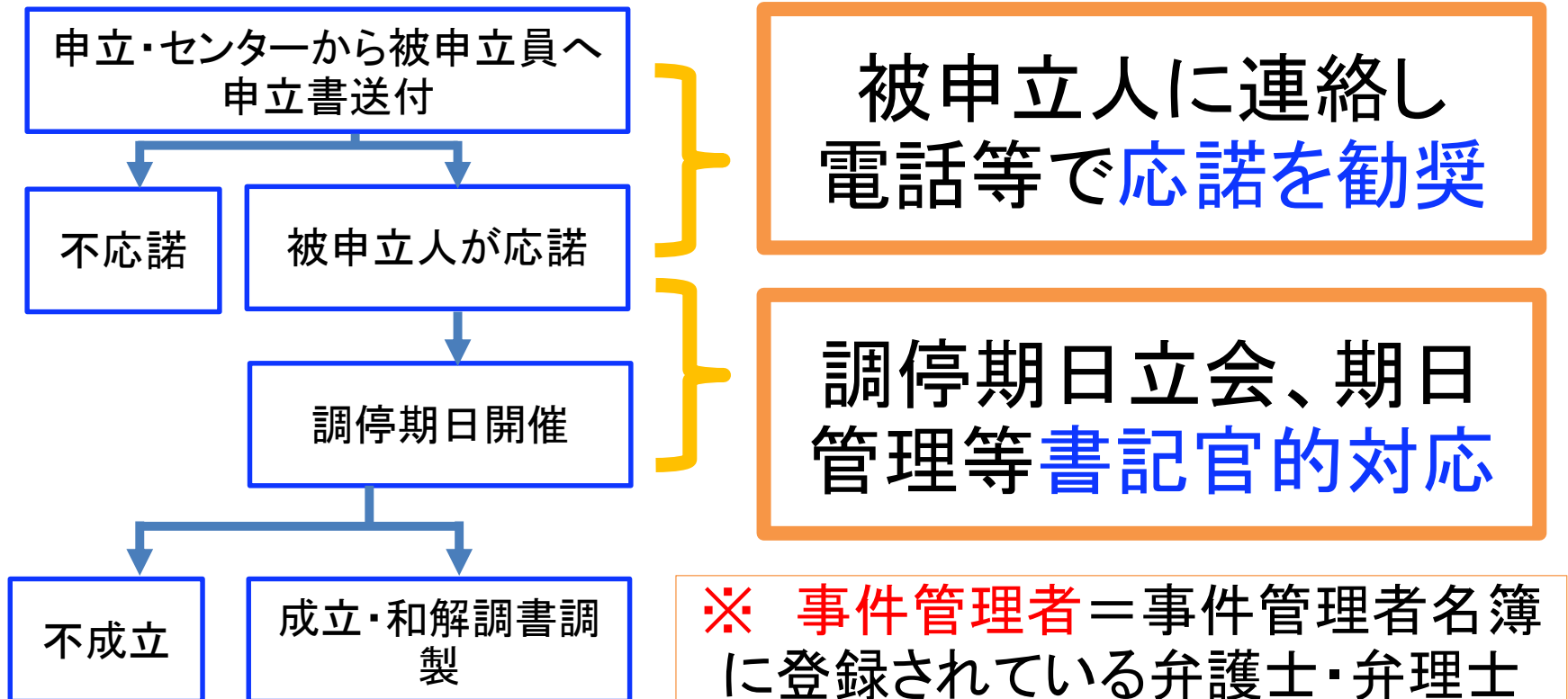
幅広いメニュー
事件管理者が手続進行等
管理(2-8)

コンテンツ	受付窓口
1 有料相談	全国8か所
2 調停	全国8か所
3 仲裁	全国8か所
4 センター判定	全国8か所
5 事業適合性判定	東京・大阪・名古屋
6 センター必須判定	電子手続(本部)
7 JPDメイン名紛争処理	東京・大阪・名古屋
8 事業に対する特許の貢献度評価	東京・大阪・名古屋

センターの特徴～事件管理者

【例 調停手続】

事件管理者が当事者・調停人をサポート




6. 有料相談

□知的財産に関する紛争の解決及び予防のための相談

- ・相談担当者： 弁護士／弁理士／弁護士＋弁理士
- ・相談申込： 予約制
 - ・ 所定の申込用紙に記入のうえ、センター事務局
(FAX: 03-3500-3839, E-mail: info@ip-adr.gr.jp) 宛に
FAX又はE-mailにて送付
- ・相談日時： 月曜日～金曜日、午前10時～正午／午後1時～午後4時

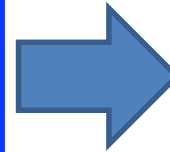
相談料： 1名の場合 10,000円/1時間 30分毎5,000円
2名の場合 18,000円/1時間 30分毎9,000円
相談記録作成料 1通につき50,000円
※ 以降を含め費用は全て税別

センター相談モデルケース



従業員10名
のベンチャー
企業社長
(36歳)

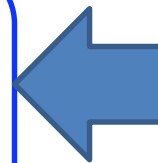
わが社の製品が特許を侵害していると警告状が届いた。どうしよう…弁理士さんとの普段の付き合いもないし…



そうだ、センター相談してみよう！



弁護士と弁理士の2名に話を聞いてもらい、相談できた。警告状に対して「当社の技術は〇〇が違う」と説明し相手方にもわかってもらったらしく、もう何も言われなくなった。



60分相談をして解決できた。
【費用】
18,000円

7. 調停 (Mediation)

知的財産に係る民事上の紛争について、和解(民法第695条、第696条)の仲介・あっせんを行う手続

調停人： 調停人名簿から **知財事件に精通した**
弁護士・弁理士各1名(計2名)を選任

- 【費用】：① 申立手数料：47,620円
(但し、被申立人不応諾の場合は、28,572円返還)
- ② 期日手数料：各当事者につき1回毎に47,620円
- ③ 和解契約書作成・立会手数料：
各当事者につき142,858円
(但し、事案により、増減措置あり)

センター調停モデルケース

従業員100名
の中小企業
社長(高知市
の醸造業)



当社一押しの新製品
が商標権侵害をしてい
ると東京の外資系企
業から警告状が届い
た。訴えられたら大阪
か東京までいかないとい
けない。どうしよう…

そうだ、セン
ター調停して
みよう!

弁護士と弁理士の2名
が調停人となり、両当
事者から話をじっくり
聞いてもらい、3回目
の期日で和解成立。
相手が東京だったが、
センターで高松と東京
のTV会議をしてもらい、
高松で調停ができた。

ライセンス契約で当
社がロイヤリティを
支払うとの和解が
できた。

【費用】

35万円(税込)

8. 仲裁 (Arbitration)

- 民事上の紛争の解決を仲裁人の判断に委ね、その判断に服するとする当事者間の合意(仲裁合意)のもとに行われる裁断手続
- 原則として、不服申立はできない
- 裁判所の執行決定をもって**強制執行ができる**
(仲裁法第45条、46条)

仲裁人： 仲裁人名簿から **知財事件に精通した**

弁護士1名・弁理士1名を含む**3名** を選任

【費用】 : ① 申立手数料 100,000円
② 期日手数料 各当事者、1回毎に100,000円
③ 仲裁判断作成手数料 200,000円

センター仲裁モデルケース

従業員50名のベンチャー企業社長
(43歳)



当社の特許権を中堅企業とライセンス契約をしたが、どうやら中国の会社に類似製品の製造を任せていることがわかった。悔しい、でも訴訟では当社の体力がもたない。泣き寝入りか...

そういえば、契約書にセンター仲裁の条項が入っていた

弁護士と弁理士計3名が仲裁人となり、センターで仲裁がなされ1度事情を聴かれた。その後、中国で製造された製品にもロイヤリティが課されるとの結論がでた。執行力があるので守ってもらえる。

仲裁人に有名な元裁判官もいて丁寧に説明してくれたためか、相手も納得してくれた。泣き寝入りせずに済んだ。

【費用】

40万円(税別)

9. センター判定

判定の方法	
単独判定	申立人が提出した主張・証拠資料に基づく判定
双方判定	申立人及び相手方が提出した主張・証拠資料に基づく判定

判定人： 判定人名簿から選任
弁護士/弁理士 各1名
以上を含む計2名OR3名

判定の内容	
範囲判定	特許発明／登録実用新案・登録意匠・商標権(防護標章登録含)に基づく権利の範囲に属するか否かの判定
無効判定	特許／実用新案登録／意匠登録／商標登録(防護標章登録含)について無効事由があるか否かの判定

【費用】 申立手数料

- ・単独判定 300,000円
- ・双方判定 400,000円

期日手数料(口頭審理をする場合)

+ 1回につき100,000円

センター判定モデルケース

上場企業
知財部社員
の皆さん



当社は自社の特許権に基づくペット用品を製造販売しているが、一部を少し変えただけでほぼ同じに見える製品をA社が販売している。上司から「侵害ではないのか今月中に調査しろ」と言われた。

利害関係ない第三者が判断していることから、信頼感があり、上司に判定書を示し自信をもって侵害だと報告できた。速やかに次の手段の検討に移ることができた。
【費用】30万円(税別)

そうだ、センターの単独・範囲判定をやってみよう。

弁護士と弁理士計2名が判定人となり、A社商品が当社の権利侵害をしているとの判定書が届いた。1か月で結論がでた。判定人にはこの分野を専門とする弁理士がおり、判定書には詳細に理由が説明されていた。

10-1. 事業適合性判定

申請人に・・・事業に内在する特許紛争リスク(「弱み」)を早い段階で把握して、その「弱み」を解消し、「強み」を活かした計画通りの事業を遂行することにより**事業競争力を高めて頂く**・・・ための、事業の法的側面への適合性に関する判定

申請人、弁護士・弁理士各1名(計2名)、**外部特許調査機関**が集合して**面談**を行い、調査の範囲、判定の内容、費用、納期などを決めます。

第1号判定

判定対象事業の遂行が文言侵害に該当する可能性のある他者発明等を抽出し、表示する判定(30万円～)

第2号判定

他者発明等毎に行う、判定対象事業の遂行が文言侵害に該当する可能性についての理由を簡潔に示す判定(70万円～)

第3号判定

他者発明等毎に行う、判定対象事業の抵触性の有無についての詳細な判定(90万円～)

オプションとして、抵触する場合の先使用権の有無、抵触しない場合の間接侵害、均等の該当性の有無の判定があります(別申請、別料金)。

第4号判定

判定対象事業を対象となる外国において遂行することが文言侵害に該当する可能性のある他者発明等を抽出し、表示する判定(英語原文/訳文の文献に基づく判定に限る)(45万円～)

10-2. 事業適合性判定の利用場面

研究開発
段階

製品／方法の研究・開発の方向性が正しいかどうかを判断し、正しくない場合は、早期に修正するための判断資料になります。

試作段階

競合企業／提携可能企業、並びに、各社保有の発明・特許権の存在を事前に知り、経営資源を投入する市場や投入時機を間違えないようにするための意思決定を、早い段階で行うことができます。

製品化・
量産段階

知財リスクを事前に把握し、適切な対策を施すことにより、事業の差止、損害賠償、賠償額の拡大を未然に防止することができます。

融資・助成
金交付等の
検討段階

融資先企業の知財リスクを事前に把握することにより、融資等リスクを軽減することができます。また、関係者への根拠資料に使うことができます。

11. センター必須判定

特定の技術標準規格(対象技術標準規格)に関する必須特許についての実施許諾団体とセンターとの合意に基づく、特定の特許が対象技術標準規格で規定される機能及び効用の実現に必須であるか否かについての判定

判定人： 判定人名簿から選任
弁護士/弁理士 各1名以上を含む計2名OR3名

【費用】 各標準規格についての必須判定申立手数料

- (1)対象特許の請求項の数が2項まで ……762,000円(+税)
- (2)対象特許の請求項の数が4項まで ……952,000円(+税)
- (3)対象特許の請求項の数が4項をこえる場合……1項増す毎に95,000円(+税)を加算

12. JPドメイン名紛争処理

日本ネットワークインフォメーションセンター(JPNIC)の認定を受けた紛争処理機関として、登録を移転するか否か又は登録を取り消すか否かについての**裁定**を行う手続

※ センターは、ICANNのUDRPに準拠したJP-DRPの手続を実施する**唯一**の紛争処理機関

パネリスト: パネリスト候補者名簿から1名／3名を選出

【裁定】

裁定は、センターによってその受領後3営業日以内に全文が当事者、JPNIC及びJPRSに通知。その通知から11営業日以降15営業日以内の日にJPRSにより裁定結果が実施(通知から10営業日以内に出訴された場合、裁定結果は実施されない。)。裁定／裁定結果の実施日は、JPNICによってウェブサイトにて公表。

【費用】

パネリスト1名180,000円 (ドメイン名4件目から10,000円/1ドメイン 加算)
" 3名360,000円 (ドメイン名4件目から20,000円/1ドメイン 加算)
＋尋問手数料15,000円 ※ 取り下げた場合 30,000円

13-1. 事業に対する特許の貢献度評価

評価対象事業に複数の特許が関わる場合に各特許の貢献割合を相対的に評価するもの

申請人、弁護士・弁理士各1名(計2名)が集合して**面談**を行い、評価対象事業の内容、評価の基準、費用、納期などを決めます。

**第1号
貢献度評価**

実施技術特許(※1)を評価対象とします(約30万円～)。

**第2号
貢献度評価**

実施技術特許(※1) + 代替技術特許(※2)
を評価対象とします(約60万円～)。

**第3号
貢献度評価**

実施技術特許(※1) + 代替技術特許(※2) + 攻めの特許
(※3)を評価対象とします(約80万円～)。

- ※1 : 実施技術が技術的範囲に属する特許 ※2 : 実施技術特許の技術的範囲外であるが代替可能な特許
※3 : 弱みの特許(事業の遂行が制限される他社保有の特許)の排他力を無くすための特許
等価技術特許、周辺技術特許、バックグラウンド特許、外国特許なども含めることができます。

13-2. 事業に対する特許の貢献度評価の利用場面

技術研究組合が研究開発の成果をもとに**株式会社化**するときの貢献割合を評価する場面

特許保有の**複数企業**が集合して**別会社化**するとき、共同研究開発の成果を**事業化**するときの貢献割合を評価する場面

職務発明の対価又は報奨の配分を事業に対する貢献割合で評価する場面

産学官連携で行う大型研究開発プロジェクトの産学の貢献割合を評価する場面

パテントプールのロイヤリティの配分を算定する場面

企業における**戦略的権利形成の達成度**を評価する場面

14. センターの特徴

幅広い事業
内容

我国で唯一の知的
財産全般を専門とする
民間の裁判外紛争
解決機関

20年の実績

知財ADRの
ノウハウ保有

元知財高裁裁判官
など日本を代表する
知財専門家が名簿
に登録

日本全国を
カバー

知財紛争処理機関としての
十分な能力を有する組織

センターにおける審理期間に関する定め

1. 調停

調停は、第1回期日から6月以内、3回以内の期日で終了することを目標とする(調停手続規則15条2項)

2. 仲裁

仲裁手続は、第1回期日から6月以内、3回以内の期日で終了することを目標とする(仲裁手続規則20条2項)

3. センター判定

センター判定は、単独判定においてはセンターが申立てを受理した日から3月以内、双方判定においてはセンターが答弁書を受理した日から4月以内に終了することを目標とする(センター判定手続規則12条)

4. センター必須判定

センター必須判定は申立書の受理日から2月以内に終了することを目標とする(必須判定手続規則7条4項)

※ なお、係属事件の審理状況については、運営委員会において月次報告され、年次でとりまとめの資料が発表される

～ADRノウハウ保有が強み

センターの課題

15. 件数が少ない原因

調停・仲裁の案件数が少ない

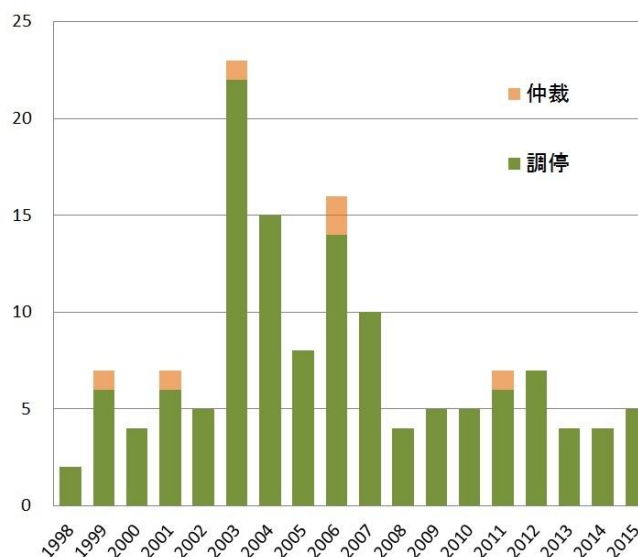
原因を探ろう！

アンケート実施

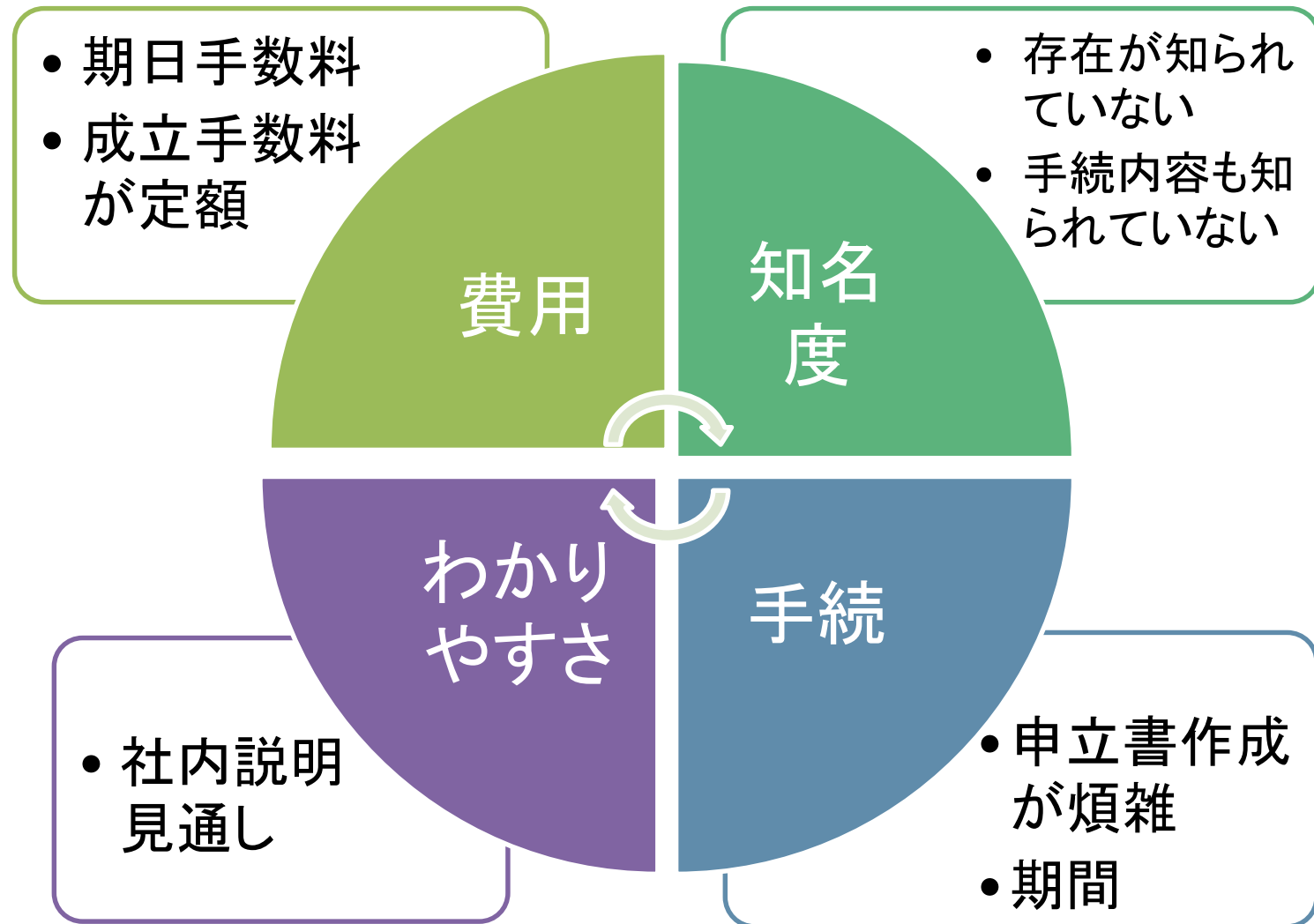
主体：弁理士会ADR推進機構

期間：2016年7月15日から8月10日

対象：一般社団法人日本知的財産協会正会員365社



16. 調査等で見えた利用者の認知度



17. 需要はある！

裁判による解決の問題点

- 費用・時間・人的資源の**コスト**負担が過大
- **秘密**の確保（法廷は原則公開）
- 当事者の納得感（判決は勝訴か敗訴しかない・**ビジネス上の関係構築**を盛り込んだ柔軟な解決が困難）

このリスクを回避したい人はいる！

- ・中小企業→コスト
- ・上場企業→訴訟回避；秘密保持

上記欠点をカバーする
ADRの潜在的需要はある

「知財紛争の迅速解決を望む事業者にとって最も頼りになる存在」を目指して抜本的業務改革を推進中

～現在進行形～

抜本的業務改革 2017年度

18. 知名度・周知度向上のための対策

既に行ってきたこと
(今後も継続予定)

- ①シンポジウム
- ②研修(支部・本部)
- ③法律相談会(支部)
- ④知財協との交流
- ⑤弁理士会・弁護士会の広報誌
- ⑥パンフレット配布
- ⑦ポスター配布・貼出

現在行っていること

- ①大手広告代理店とコンサル契約・広報業務改革(件数増加)の検討
 - ・HP改訂
 - ・フライヤー改訂
- ②センター名改称検討
- ③料金体系改訂の検討
- ④調停運営改革の検討
- ⑤商工会・自治体相談員の研修

今年度予定していること

- ①パンフレット・フライヤーの改訂
- ②配布物の配布方法検討し実行
- ③改訂されたHPを利用した広報改革の更なる推進
- ④国際化調停の運営整備と受付開始
- ⑤研修改革
- ⑥手続の電子化の一層の推進

19. 制度改革(1) 調停手続スマート化計画

現状

- ① どんな手続がフィットするかわからない方がいる
- ② 申立書書式＝訴状レベル
- ③ 話合が長期化する可能性
- ④ 主張立証の程度
- ⑤ 調停に消極的な相手方も

改善策の検討

申立前の事前相談の強化

柔軟解決の見える化

- ・申立書・添付物の簡易化
- ・1～3回で結論出す工程
- ・主張・立証の柔軟化促進の検討

応諾率向上の工夫

20.制度改革(2)料金体系改訂(検討中)

問題点

個人・中小企業に負担

1当事者あたり
期日手数料
5万円/1回

調停人の労力

費用の見通し

成立手数料
が定額

調停人の労力・他
ADR機関との比較

これらのバランスをとり、利用しやすい料金体系に改訂
することを検討中

(例) 企業規模・係争物額を基準に取り入れる等

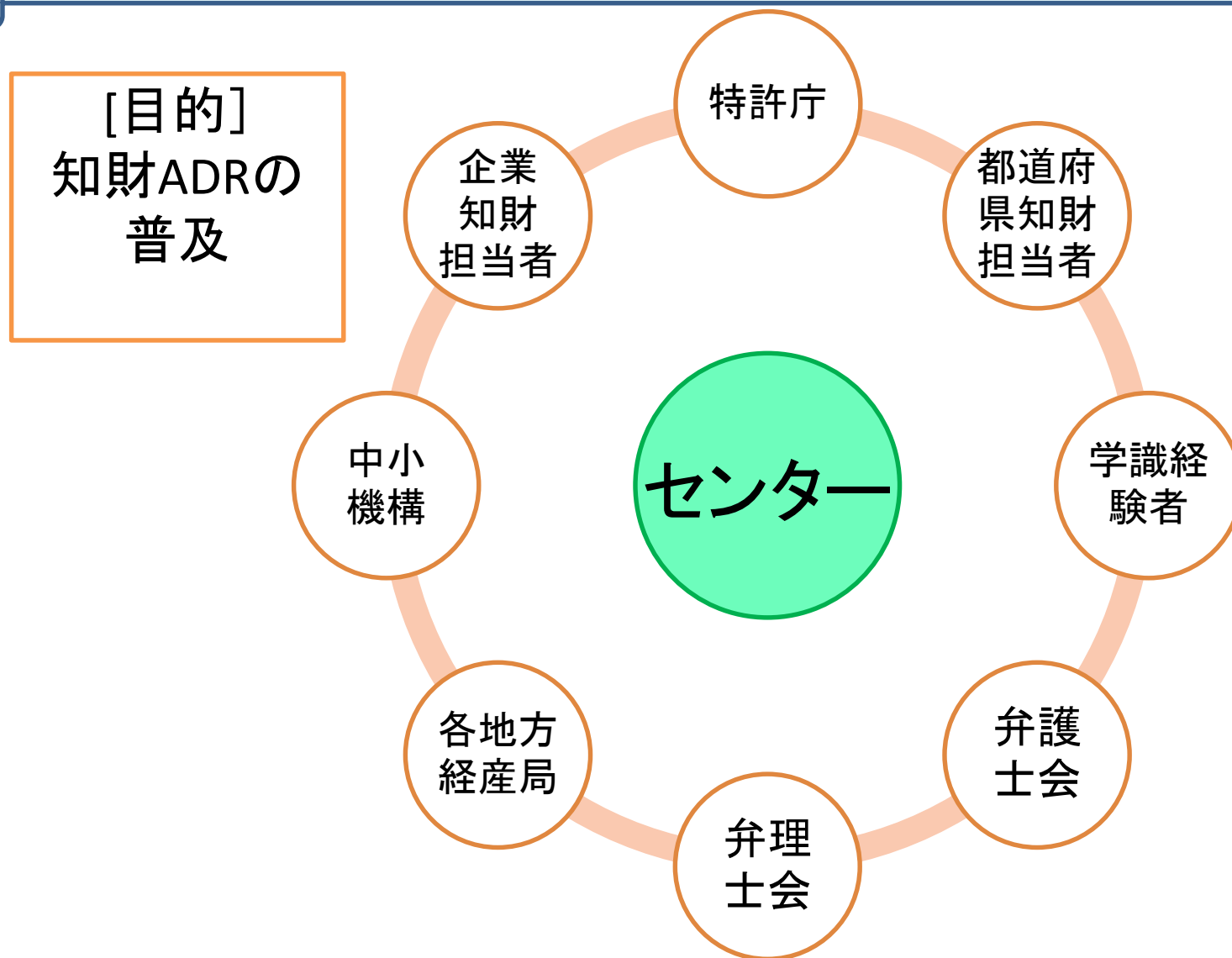
日本全国の事業者ができるだけ軽い負担で紛争解決できるように

[コラボ] 関係諸機関 × センター

21. 知財ADRを普及させる目的

- 1 我が国の強みである知的財産権を守り、その活用促進を支援する
- 2 知財紛争処理にあたっての、事業者の負担（費用・時間・精神的負荷）を軽減する形で事業者の支援をする
- 3 日本全国、中央だけでなく地方の事業者も利用しやすくし、もって日本経済に寄与する

22. 知財ADR機関連絡調整会の新設の提案



関係機関の連携のメリット

- 1 関係諸機関は、事業者・各相談員に直接接触する機会がある
 - 事業者はセンターの利用価値を理解でき、ひいては問題解決方法の選択肢が増える
- 2 関係諸機関の知見を多方面からご提供頂く
 - より事業者に寄り添ったセンター運営が可能
- 3 センターから関係諸機関にフィードバック
 - 全体としてのリーガルサービスの向上

23-1. 更なる利用促進のための政府への要望

1 連絡協議会の新設

- センターの行う広報への協力
- 各地方のセンター支部・支所の活用の支援
- 中小機構・発明推進協会・地方経産局・商工会議所との協働

2 知財総合支援相談窓口との連携強化

- センター委員の派遣
- 事件紹介
- 窓口支援担当者・専門家によるセンターの紹介

23-2. 更なる利用促進のための政府への要望

- 3 中小企業へのセンター申立費用等に対する助成(補助金)
- 4 特許法上にセンターを位置づける
 - 特許紛争全般に対応可能な認証ADR機関は
センターのみ
- 5 標準必須特許の実施者が申し立てる裁定について
 - 裁定について → 審議会の委員等の推薦をセンターに委嘱
 - 標準必須性に疑義がある場合 → 裁定の前提としてセンターの判定を利用する